

◎日本国と中華人民共和国との間の航空運送協定

(略称) 中華人民共和国との航空協定

昭和四十九年四月二十日 北京で署名
昭和四十九年五月十五日 国会承認
昭和四十九年五月二十四日 北京で承認通知書交換
昭和四十九年五月二十四日 効力発生
昭和四十九年五月二十四日 公布及び告示
(条約第二号及び外務省
告示第八六号)

目次

前文	一一七
第一条 定義	一一七
第二条 協定業務の開設及び指定航空企業の享有する権利	一一九
第三条 協定業務開始の手續及び条件	一二〇
第四条 第二条 2 に定める権利行使の制限及び停止	一二二
第五条 指定航空企業間の商業上の取決め並びに締約国による空港の指定及び協定業務運営のための役務の提供	一二三
第六条 空港その他の施設の使用料金及び料率	一二三

第七条	締約国の法令遵守及び乗組員の一時滞在	一一四
第八条	航空機、燃料、部品等に対する関税等の免除	一一五
第九条	機会均等の原則、相手国指定航空企業の利益の考慮及び輸送力決定の基準	一一六
第十条	運賃	一一八
第十一条	収入の送金	一三〇
第十二条	情報及び統計の提供	一三〇
第十三条	航空機の携行すべき書類及び乗組員に関する条件	一三一
第十四条	遭難又は事故の際の救援等の措置	一三二
第十五条	指定航空企業の代表事務所及び相手国指定航空企業の財産に対する安全確保措置	一三四
第十六条	協定実施に関する協議及び紛争の解決	一三五
第十七条	協定及び附属書の改正	一三五
第十八条	終了通告	一三六
第十九条	効力発生	一三六
末文		一三七
附属書	運営路線	一三八

日本国と中華人民共和国との間の航空運送協定

日本国政府及び中華人民共和国政府は、
 千九百七十二年九月二十九日に北京で發出された兩國政府の
 共同声明に基づき、
 兩國国民の間の友好的な交流を促進し及び航空運送の分野にお
 ける兩國間の關係を發展させるため、
 平等互惠の原則に従ひ、
 兩國の領域の間の及びそれらの領域を越えての定期航空業務
 を開設しかつ運営するために協定を締結することを希望して、
 次のとおり協定した。

第一条

1 この協定の適用上、文脈により別に解釈される場合を除く
 ほか、
 (i) 「航空当局」とは、日本国にあつては運輸大臣又は同大
 臣が現在遂行している民間航空に関する任務若しくはこれ
 に類する任務を遂行する権限を与えられる人若しくは機關
 をいひ、中華人民共和国にあつては中国民用航空總局又は

中華人民共和国との航空協定

中華人民共和国和日本国航空運送協定

中華人民共和国政府和日本国政府根據一
 九七二年九月二十九日在北京發表的兩國政府
 聯合声明，为了促進兩國人民的友好往來，發
 展兩國國航空運送輸方面的關係，按照平等互利的
 原則，意欲締結一項協定，以便建立并經營兩
 國領土間及其以遠地區的定期航班，達成協議
 如下：

第一条

一、除非文中另有解釋，在本協定中：
 (i) “航空當局”，中華人民共和國方面，指
 中國民用航空總局或有權執行當前該總局行
 使的民航方面的職能或類似職能的個人或機構。

同総局が現在遂行している民間航空に関する任務若しくはこれに類する任務を遂行する権限を与えられる人若しくは機関をいう。

(ii) 「指定航空企業」とは、第三条の規定に従い、通告書により指定され、かつ、許可を与えられた航空企業をいう。

(iii) 「航空業務」とは、旅客、手荷物、貨物又は郵便物の公衆用の運送のために航空機で行う定期航空業務をいう。

(iv) 「国際航空業務」とは、二以上の国の領域上の空間にわたつて行う航空業務をいう。

(v) 「航空企業」とは、国際航空業務を提供し又は運営する航空運送企業をいう。

(vi) 「運輸以外の目的での着陸」とは、旅客、手荷物、貨物又は郵便物の積込み又は積卸し以外の目的で着陸することをいう。

(vii) 「附属書」とは、この協定の附属書又は第十七条の規定

日本国方面、指運輸大臣或は有執行当該大臣行使的民航方面的职能或类似职能的个人或机构；

(i) “指定航空企业”，指根据本协定第三条的规定以书面通知所指定并获许可的航空企业；

(ii) “航班”，指用飞机从事旅客、行李、货物或部件的公共运输的定期航班；

(iii) “国际航班”，指经过一个以上国家领上上空的航班；

(iv) “航空企业”，指提供或经营国际航班的航空运输企业；

(v) “非运输业务性经营”，指目的不在于上下旅客、行李、货物或部件的降落；

(vi) “附件”，指本协定的附件或指根据

による改正後の附属書をいう。

2 附属書は、この協定の不可分の一部をなすものとし、「協定」というときは、別段の定めがある場合を除くほか、附属書を含む。

第二条

1 一方の締約国は、他方の締約国の指定航空企業が附属書に定める路線（以下「特定路線」という。）における国際航空業務（以下「協定業務」という。）を開設しかつ運営することができるようにするため、当該他方の締約国に対しこの協定に定める権利を許与する。

2 一方の締約国の指定航空企業は、この協定の規定に従うことを条件として、特定路線における協定業務を運営する間、次の権利を享有する。

(i) 他方の締約国の航空当局の同意を得ることを条件として、当該他方の締約国の領域を無着陸で横断飛行する権利

(ii) 他方の締約国の航空当局の同意を得ることを条件として、

中華人民共和国との航空協定

本協定第十七条の規定を経た修改の附件。

二、附件は本協定不可分割の一部分、対“協定”の援引、除另有規定外、均应包括对附件的援引。

第二条

一、締約一方給予締約另一方以本協定中規定之權利，以便締約另一方指定航空運企业在附件中所規定之航線（以下稱“規定航線”）上建立和經營國際航班（以下稱“協定航班”）。

二、締約一方指定航空運企业根據本協定の規定，在經營規定航線上的協定航班時，享有以下權利：

（一）經締約另一方航空當局同意，不着陸飛越締約另一方領土；

（二）經締約另一方航空當局同意，在附件

附屬書に定める当該他方の締約国の領域内の地点に運輸以外の目的での着陸をする権利

(iii) 国際運輸の対象である旅客、手荷物、貨物及び郵便物の積卸し及び積み込みのため、附屬書に定める当該特定路線上の他方の締約国の領域内の地点に着陸する権利

3 2の規定は、一方の締約国の指定航空企業に対し、他方の締約国の領域内の別の地点に向けて運送される旅客、手荷物、貨物又は郵便物をその領域内の地点において積み込む権利を与えるものとみなしてはならない。ただし、当該指定航空企業との職員、その家族及びこれらの者の手荷物並びに当該指定航空企業により協定業務に使用される予備部品及び航空機貯蔵品を運送する場合は、この限りでない。

第三条

1 一方の締約国は、協定業務の運営のため、他方の締約国に対し一又は二の航空企業を文書による通告によつて指定する権利を有する。

2 当該他方の締約国は、1の通告書を受領したときは、3及

協定業務
開始の手
続及び条
件

中の締約国一方領土内の地点を非運輸業務性
经营；

(ii) 在附片中規定航線上の締約国一方領土内の地点经营，以便上下国际旅客、行李、货物和邮件。

三、本条第二款不得被认为是给予缔约方指定空运企业在缔约国一方领土内派派旅客、行李、货物或邮件前往缔约国一方领土内另一地点的权利，但上述空运企业的人员及其家属、行李以及经营协议航班所使用的设备和机上供应品除外。

第三条

一、缔约一方有书面通知缔约另一方，指定一家或两家空运企业经营协议航班。

二、缔约另一方接到上述书面通知后，在

び4の規定が適用される場合を除くほか、当該一方の締約国が指定した航空企業に対し適当な運営許可を遅滞なく与える。

3 当該他方の締約国の航空当局は、当該一方の締約国が指定した航空企業が当該航空当局により法令に基づいて定められる要件であつて国際航空業務の運営について通常かつ合理的に適用されるものを満たすものである旨を立証することを、その航空企業に要求することができる。

4 当該他方の締約国は、当該一方の締約国が指定した航空企業の実質的な所有及び実効的な支配が当該一方の締約国又はその国民に属していることが立証されない場合には、その航空企業に対し2の運営許可を与えず又は取り消す権利を有する。

5 1及び2の規定に従つて指定されかつ許可を与えられた航空企業は、第十条の規定に従つて定められる運賃が協定業務に関して実施されていることを条件として、協定業務の運営を開始することができる。

不違反本条第三和第四款规定的情况下，应立即给予缔约一方指定空运企业以适当的经营许可证。

三、缔约另一方航空当局可要求缔约一方指定空运企业向其证明，该空运企业有资格履行该航空当局根据法令规章所规定的，在经营国际航班方面正常和合理地所应用的条款。

四、如缔约另一方对缔约一方指定空运企业的主要所有权和有效管理权属于指定该空运企业的缔约方或其公民的情况有嫌疑，缔约另一方有权拒绝给缔约一方指定空运企业以本条第二款所述的经营许可，或取消此项经营许可。

五、如按照本协议第十条的规定为协议航班制度的运价业已生效，根据本条第一和第二款的规定的规定被指定和获许可的即可开始经营

第二條 2
に定める
權利行使
の制限及
び停止

第四條

1 一方の締約国は、次のいずれの場合においても、他方の締約国の指定航空企業による第二條 2 に定める權利の行使を停止し又はそれらの權利の行使につき必要と認める条件を課する權利を有する。

- (i) 当該指定航空企業がそれらの權利を与える当該一方の締約国の法令を遵守しなかつた場合

- (ii) 当該指定航空企業がこの協定で定める条件に従つて運営しなかつた場合

2 1 の權利は、直ちに第二條 2 に定める權利の行使を停止し又は直ちにその行使につき必要な条件を課することが当該法令に重ねて違反することを防止するため又は航行の安全上の理由により必要である場合を除くほか、当該他方の締約国と協議した後でなければ行使することができない。

普协议航班。

第四條

一、在下列任一情况下，缔约一方有权暂停缔约另一方指定空运企业行使本协议第二条规定的权利，或对行使这些权利规定它认为必要的条件：

- 一 如该空运企业不遵守给予这些权利的缔约方的法令规章；

- 二 除非为了防止进一步违反上述法令规章或为了航行安全而必须立即暂停第二条第二款规定的权利或规定必要的条件外，缔约一方未与缔约另一方协商不得行使本协议第一条所述的权力。

指定航空
企業間の
商業上の
取決めに
びに締約
国による
空港の指
定及び協
定業務運
営のため
提供の役
務のため

第五條

1 時間表、業務代理、地上取扱業務及び決済手続のような協定業務の運営に関連する技術的及び商業的な事項については、両締約国の指定航空企業間の商業上の取決めによつて定めらる。その商業上の取決めは、必要な場合には、それぞれの締約国の航空当局の承認を得なければならぬ。

2

一方の締約国は、自国の領域につき、協定業務の運営のため他方の締約国の指定航空企業が使用する空港及び代替空港を指定し、並びに飛行の安全及び協定業務の能率的な運営のために必要な通信、航行援助、航空交通管制、気象情報等の役務を提供する。これらの役務に関する細目については、両締約国の権限のある当局の間の協議によつて取り決める。

第六條

一方の締約国がその管理の下にある空港その他の施設の使用

中華人民共和国との航空協定

第五條

一、与经营协议航班有关的技术和商务事项，诸如飞行时刻表、业务代理、地面服务、财务结算程序，由缔约双方指定空运企业之间通过商务协议予以确定。此项商务协议，必要时应经缔约双方各自的航空当局同意。

二、缔约一方应为缔约另一方指定空运企业在其领土内，指定供经营协议航班所使用的机场和备降机场，并提供为飞行安全和有效地进行协议航班所需的通信、导航、航空交通管制、气象情报等服务。关于这些服务的具体办法由缔约双方主管当局协商确定。

第六條

缔约一方对缔约另一方指定空运企业使用

一三三

他の施設
の使用料
金及び料
率

締約国の
法令遵守
及び乗組
員の一時的
滞在

につき他方の締約国の指定航空企業に対して課し又は課することを認める料金は、公正かつ合理的な料率のものでなければならず、また、その料率は、当該空港その他の施設の使用についていかなる第三国の航空企業に対して適用されるものよりも高率のものであつてはならない。

第七条

1 一方の締約国の法令であつて、国際航空業務に従事する航空機の当該一方の締約国の領域への入国若しくはその領域からの出国又はその領域内にある間の運航に関するものは、当該一方の締約国の領域への入国若しくはその領域からの出国に当たり又はその領域内にある間、他方の締約国の指定航空企業の航空機について適用されるものとする。

2 一方の締約国の法令であつて、旅客、乗組員、手荷物、貨物及び郵便物の当該一方の締約国の領域への入国、その領域からの出国又はその領域内における滞在若しくは所在に関するもの、例えば、入国、出国、移住、旅券、税関、通貨及び檢疫に関する法令は、その領域への入国若しくはその領域からの出国に当たり又はその領域内にある間、他方の締約国の指定航空企業の航空機で運送される旅客、乗組員、手荷物、貨物及び郵便物により又はそれらのために遵守されなければならぬ。

其管理下の机场和其他设施所征收或可征收的费用，应按照公平合理的费率计算，此项费率不得高于对任何第三国空运企业使用此项机场和其他设施所收取的费率。

第七条

一、 缔约一方关于飞行国际航班的飞机进出其领土或在其领土内运行的法令规章，应用于进出缔约一方领土或在其领土内的一方指定空运企业的飞机。

二、 缔约一方指定空运企业的飞机所载的旅客、空勤组、行李、货物和邮件在进出缔约一方领土或在其领土内时，应遵守或托人代遵守缔约另一方关于旅客、空勤组、行李、货物和邮件在进出其领土或在其领土内停留的有关法令规章，例如入境、出境、移民、护照。

3 一方の締約国の指定航空企業の乗組員は、協定業務の運営の必要に依り、他方の締約国の領域内に一時的に滞在することができる。ただし、これらの乗組員は、当該他方の締約国の法令により査証が必要とされる場合には、あらかじめ査証を取得しなければならない。

4 一方の締約国は、この条に規定する関係法令の写しを他方の締約国に提供する。

第八条

1 一方の締約国の指定航空企業の航空機であつて協定業務に従事するもの並びに当該航空機に積載されている燃料、潤滑油その他の油、予備部品、正規の装備品及び航空機貯蔵品は、他方の締約国の領域の上空の飛行中に消費され又は使用される場合にも、当該他方の締約国により関税その他の租税及び検査手数料を免除される。これらの物品は、当該他方の締約国の領域内において当該航空機から取り卸された場合には、当該他方の締約国の税関当局の監視の下に置かれるものとする。

海關、貨物検査方面的法令規章。

三、締約一方指定航空運企業飛機の空勤組員、應被允許在締約另一方領土內作經營協定航班可能需要的臨時性停留，然而上述空勤組員應根據締約另一方的法令需要簽證時，應事先向締約另一方取得簽證。

四、締約一方應向締約另一方提供本條所指的有关法令規章的資料。

第八 条

一、締約一方指定航空運企業飛行協議航班飛機及其留置在飛機上的燃料、潤滑油、其他油料、零附件、正備設備和机上供應品，即使在締約另一方領土上空航段上消耗或的使用，締約另一方均應予以免免稅、其他稅捐以及檢驗費。如上述物品在締約另一方領土內从機

2 一方の締約国の指定航空企業の航空機に他方の締約国の領域内において積み込まれ、かつ、協定業務に使用される燃料、潤滑油その他の油、予備部品、正規の装備品及び航空機貯蔵品は、当該他方の締約国の規制に従うことを条件として、関税その他の租税及び検査手数料を免除される。

3 一方の締約国の指定航空企業のため、協定業務に従事する当該指定航空企業の航空機の用に供することを目的として他方の締約国の領域内に持ち込まれ、かつ、当該他方の締約国の税関当局の監視の下に保管される燃料、潤滑油その他の油、予備部品、正規の装備品及び航空機貯蔵品は、当該他方の締約国の規制に従うことを条件として、関税その他の租税及び検査手数料を免除される。

1 両締約国の指定航空企業は、両締約国の領域の間の特定路線において協定業務を運営する公平かつ均等な機会を有する。

第九条

機会均等の原則、

上卸、下、 应交締約另一方海关当局監管。

二、 在締約另一方領土內裝上締約一方指定航空企業飛機并供飛行協議航班使用的燃料、潤滑油、其他油料、零备件、正當設備和机上供用品，根據締約另一方的規定，締約另一方應豁免關稅、其他稅捐以及檢驗費。

三、 為締約一方指定航空企業運入締約另一方領土，供上述指定航空企業飛行協議航班的飛機所使用，并在締約另一方海關當局監管下儲存的燃料、潤滑油、其他油料、零备件、正當設備和机上供用品，根據締約另一方的規定，應豁免關稅、其他稅捐以及檢驗費。

第九條

一、 締約双方指定航空企業在締約双方領土間規定航線上經營協議航班方面，應享有公

2 一方の締約国の指定航空企業による協定業務の運営に当たつては、他方の締約国の指定航空企業が同一路線の全部又は一部において提供する業務に不当な影響を及ぼさないように、当該他方の締約国の指定航空企業の利益が考慮されるものとする。

3 両締約国の指定航空企業が提供する協定業務は、協定業務に対する公衆の要求と密接な関連を有しなければならぬ。

4 いずれの締約国の指定航空企業が提供する協定業務も、その航空企業を指定した締約国の領域から発し又はその領域へ向かう旅客、手荷物、貨物及び郵便物の運送に対する当該時期における需要及び合理的に予測される需要に適合する輸送力を合理的な利用率において供給することを第一の目的とする。その航空企業を指定した締約国以外の国の領域内の特定路線上の地点において積み込みかつ積み卸す旅客、手荷物、貨物及び郵便物の運送は、輸送力は次の事項に関連すべきであるという一般原則に従つて行ひ。

平均等の機会。

二、在締約一方指定航空運企業經營協定航班時、应考虑締約另一方指定航空運企業の利益，以免不适当当地影响后者在相同航线或航段上提供的航班。

三、締約双方指定航空運企业提供協定航班，应与公众对这些航班的要求保持密切的关系。

四、締約任何一方指定航空運企业提供協定航班的主要目的，应是按合理的載運比率提供足够的运力，以满足从指定该航空運企业的締約方領土内始发或前往指定该航空運企业締約方領土的当前和合理地预计的旅客、行李、貨物和邮件运输的需要。对在規定航线上指定該航空運企业的締約方以外的国家領土内的地点上

下旅客、行李、貨物と郵便物の運輸、应按运力与下列各点有关的一般原则予以提供：

(一) 前往和来自指定该航空企业的缔约方领土的运输需要；

(二) 直达航线经营者的要求；

(三) 在考虑该指定航空企业所经地区的地方性和地区性航班以后该地区的运输需要。

五、缔约双方指定航空企业所提供的协议航班的班次和机型，由缔约双方航空当局根据平等互利的原则协商确定。

第十條

一、締約各方指定航空企业所经营的协议航班上的运价，应在合理的水平上制定，适当考虑到一切有关因素，包括经营成本、合理利润、航班特点（如速度和客舱设备水平）以及相同

- (i) その航空企業を指定した締約国の領域への及びその領域からの運輸需要
 - (ii) 直通航空路運営の要求
 - (iii) その航空企業が經由する地域の地方的及び地域の業務を考慮した上でその地域の運輸需要
- 5 兩締約国の指定航空企業が提供する協定業務に係る運航回数及び航空機の型式は、平等互恵の原則に従い、兩締約国の航空当局の間の協議を通じて決定する。

第十條

1 各締約国の指定航空企業が運営する協定業務についての運賃は、運営の経費、合理的な利潤、業務の特性（例えば、速度及び設備の程度）、同一の路線の全部又は一部についての他の航空企業の運賃その他すべての関係要素を十分に考慮して、合理的な水準に定める。

2 1 の運賃は、次の規定に従つて定める。

(i) 運賃は、両締約国の関係指定航空企業間の協議を通じて合意する。合意された運賃は、その実施に先立ち、両締約国の航空当局の認可を受けるため提出される。

(ii) 両締約国の関係指定航空企業が運賃について(i)の合意をすることができなかつた場合又はいずれか一方の締約国の航空当局が(i)の規定に従つて提出された運賃を認可しなかつた場合には、両締約国の航空当局は、適当な運賃について合意に達するよう努める。

(iii) 両締約国の航空当局が(ii)の規定により運賃について合意することができなかつた場合には、紛争は、第十六条2の規定に従つて解決する。

(iv) 運賃は、いずれか一方の締約国の航空当局が認可しな

中華人民共和国との航空協定

航线或航段上其他空运企业的运价。

二、本条第一款所指的运价，应根据以下规定予以确定：

1 上述运价，应由缔约双方有关指定空运企业商定。经商定的运价，在其生效之前，应提交缔约双方航空当局同意。

2 缔约双方有关指定空运企业如未能就上述运价达成协议，或缔约任何一方航空当局对于根据本条第二款(1)项的规定向其提出的运价不予同意，缔约双方航空当局应努力就适当的运价达成协议。

3 如缔约双方航空当局未能根据本条第二款(1)项的规定就运价达成协议，应根据本条第十六条第二款的规定解决此项争端。

4 缔约任何一方航空当局对运价不予同

場合には、実施されない。この条の規定に従い運賃が定められるまでの間は、既に実施されている運賃が引き続き適用される。

第十一条

一方の締約国は、他方の締約国の指定航空企業に対し、当該指定航空企業が協定業務に関連して当該一方の締約国の領域内で得た収入のうち支出を超える部分を、而締約国が受け入れることができる為替相場により、日本円、人民幣又は西国において認められている交換可能な通貨で、当該指定航空企業の本店に送金する権利を与える。

第十二条

一方の締約国の航空当局は、他方の締約国の航空当局の要請があつた場合には、協定業務において供給される輸送力の検討に供するため、当該一方の締約国の指定航空企業が当該他方の締約国の領域への及びその領域からの協定業務において運送する貨客に関する情報及び統計を当該他方の締約国の航空当局に提供する。

幣、則此項運价不应生效。在根据本条的各项规定制定新运价以前，现行运价仍应继续有效。

第十一条

締約一方应给予締約另一方指定航空企业以权利，将其在締約一方领土内经营协议航班所获有关收支的余额，按締約双方都能接受的比价，以人民币、日元或两国承认的可兑换的货币汇交其总机构。

第十二条

締約一方航空当局应在締約另一方航空当局提出要求时，向后者提供关于締約一方指定空运企业在协议航班上所载前往和来自締約一方领土的有关业务量资料和统计，以便审查协议航班上所提供的运力。

収入の送金

情報及び統計の提供

第十三条

1 各締約国の指定航空企業の航空機であつて協定業務に従事するものは、当該締約国の国籍記号及び登録記号を掲げ、かつ、次の書類を携行しなければならない。

- (i) 登録証明書
- (ii) 耐空証明書
- (iii) 各乗組員の適当な免状及び証明書
- (iv) 航空日誌
- (v) 航空機局免許状
- (vi) 旅客を運送するときは、その氏名、乗込地及び目的地の表
- (vii) 貨物を運送するときは、積荷目録及び貨物の細目申告書

2 一方の締約国によつて発給され又は有効と認められたるに掲げる証明書、免状及び免許状で効力を有しているものは、

第十三条

一、締約一方指定航空企業經營者協定航空基地、一、締約一方指定航空企業經營者協定航空基地の飛行機应具有該締約方の国籍标志和登记标志、并携带下列证件：

- (一) 登记证；
- (二) 适航证；
- (三) 空勤组每一成员的合适的执照和证件；
- (四) 航行记录表；
- (五) 飞机无线电电台执照；
- (六) 如载有旅客，应携带列明旅客姓名及起讫地点的清单；
- (七) 如载有货物，应携带货物舱单和详细的中报单。

二、前款所指由締約一方颁发或核准的上項有效证件和执照，締約另一方在其領土内应

他方の締約国によつてもその領域内において有効なものと認められる。ただし、それらが発給され又は有効と認められた際の基準が、国際航空運送において一般に受け入れられているものよりも低いものでないことを条件とする。

3 各締約国は、自国の領域の上空の飛行に関しては、自国民が他方の締約国又は第三国から与えられた¹ 賦に掲げる免状及び証明書を有効なものと認めることを拒否する権利を留保する。

4 一方の締約国の指定航空企業の航空機であつて協定業務において他方の締約国の領域の上空を飛行するものの乗組員は、当該一方の締約国の国民でなければならぬ。ただし、各締約国の指定航空企業は、外交経路を通じて他方の締約国の同意を得ることを条件として、他の国籍の乗組員を協定業務の運営のため使用することができる。

第十四条

1 一方の締約国は、自国の領域内において他方の締約国の指定航空企業の航空機が遭難し又は事故を起こした場合には、可能な限りの救援措置を直ちにとるとともに、当該他方の締

承認其有效、但須发或核准的这表证件或执照的标准。核准不低予国际航空运输通常采用的标准。

三、締約国一方对締約国一方或在何第三国发给締約国一方公民、供在締約国一方领土内飞行的本条第一款(三)项所指执照和证件，保留拒绝承认的权利。

四、締約国一方指定空运企业在締約国一方领土上空飞行协议航班的飞机的空勤组成员，应是该締約国一方的公民。締約国一方指定空运企业可以雇佣其他国籍的空勤组成员飞行协议航班，但须通过外交途径取得締約国一方方的同意。

第十四条

一、如締約国一方指定空运企业的飞机在締約国一方领土内遭险或发生事故，締約一方应

遭難又
事故或
救援等
措施

約国の航空当局及び当該指定航空企業に対しその遭難又は事故の状況及び救援措置の状況を速やかに通報するものとし、また、当該一方の締約国の権限のある当局の監督の下で、かつ、その国内法令に従い、当該他方の締約国の航空当局及び当該指定航空企業が状況により必要とされる救援措置をとることを許可する。

2 一方の締約国は、自国の領域内において他方の締約国の指定航空企業の航空機が起こした事故により、死者若しくは重傷者が生じ又は当該航空機に重大な損害が生じた場合には、次の措置をとる。

(i) 証拠を保全し、かつ、当該航空機及びその積載物の安全を確保すること。

(ii) 事故の状況を調査すること。

(iii) 当該他方の締約国の航空当局の代表者及び当該指定航空

立即采取可能实施的救援措施，并迅速并通知发生事故情况以及上述救援措施状况通知缔约另一方航空当局和该指定空运企业，并应允许缔约另一方航空当局和该指定空运企业在缔约一方主管当局和监督下和在遵守缔约一方国内法令规章的条件下，根据情况采取必要的救援措施。

二、缔约另一方指定空运企业的飞机在缔约一方领土内因发生事故致有人员死亡或重伤，或者造成飞机严重损坏时，缔约一方应采取以下措施：

1 保护证据并确保该飞机及其装载物的安全；

2 调查事故情况；

3 允许缔约另一方航空当局的代表和该

企業の代表者が直ちに当該航空機に近づくこと及び調査にオブザーバーとして立ち会うことを認めること並びにこれらの代表者にすべての便宜を与えること。

(iv) 当該航空機及びその積載物が調査に必要でなくなつたときは、それらを直ちに解放すること。

(v) 当該他方の締約国の航空当局に調査の報告書を送付すること。

第十五条

1 一方の締約国の指定航空企業は、協定業務の運営のため、特定路線について附属書に定める他方の締約国の領域内の地点に代表事務所を設置する権利を有する。代表事務所の要員は、いづれか一方の締約国の国民でなければならず、現地で雇用される者以外の要員の人数は、両締約国の権限のある当局の間の協議を通じて合意する。代表事務所の要員は、駐在国の法令を遵守しなければならない。

2 一方の締約国は、国内法令に従い、他方の締約国の指定航

指定航空企業の代表者、即ち該飛行機、并在調査時として観察員を在場、同時に給予一切便利条件；
例 如 調 査 中 不 再 需 要 該 飛 机 及 其 積 載 物 ，
应 立 即 予 以 放 行 ；

第十五条

一、 締約一方指定航空企業为了经营该协议航班，有权利在附件中规定的在缔约另一方的领土内规定航线上的地点设立代表机构，这些机构的人员应是缔约任一方的公民。代表机构的人员数，除当地雇佣者外，应由缔约双方主管当局商定。代表机构的人员应遵守驻在国的法令规章。

二、 缔约一方应根据其国内法令规章，为

指定航空
企業の代
表事務所
及び相手
空指定航
空企業の
財産に対
する安全
確保措置

空企業の代表事務所に対し援助及び便宜を供与するものとし、また、当該一方の締約国の領域内において、協定業務の運営に使用される当該指定航空企業の航空機、予備部品、正規の装備品その他の財産につき、自国の指定航空企業についてと同様に、その安全を確保するための措置をとる。

第十六条

1 両締約国の航空当局は、この協定の実施を確保するため、緊密な協力の精神にのっとり、必要に応じ随時協議する。

2 この協定の解釈又は適用に関して両締約国の間に紛争が生じた場合には、両締約国は、友好的な協力と相互理解の精神にのっとり、両国間の交渉によつてその紛争を解決する。

第十七条

いずれの一方の締約国も、この協定を改正するため、いつで

締約另一方指定航空企業の代表机构提供協助和便利，并对締約另一方指定空运企业在缔约一方领土内为经营协议航班所使用的飞机、零件、正副驾驶和其他财产，采取对该缔约一方指定空运企业同样的保证安全的措施。

第十六条

一、締約双方航空当局应本着紧密合作的精神，根据需要随时协商，以保证实施本协议的规定。

二、締約双方如对本协议的解释或发生争端，应本着友好合作、互相谅解的精神通过谈判予以解决。

第十七条

締約一方可随时要求与締約另一方进行协

協定実施
に關する
協議及び
紛争の解
決

協定及び

附属書の改正

も他方の締約国との協議を要請することができる。その協議は、要請の受領の日から六十日の期間内に開始する。改正が附属書についてのみ行われる場合には、協議は、両締約国の航空当局の間で行う。附属書の改正について両締約国の航空当局の間で合意が成立したときは、その改正は、両締約国間の外交上の公文の交換によつて確認された後に効力を生ずる。

第十八条

いずれの一方の締約国も、他方の締約国に対し、この協定を終了させる意思をいつでも通告することができる。その通告があつたときは、この協定は、当該他方の締約国がその通告を受領した日の後一年で終了する。ただし、その通告が両締約国の間の合意によりその一年の期間の満了前に取り消された場合は、この限りでない。

第十九条

この協定は、両締約国が、この協定の効力発生に必要なそれぞれの内法上の手続を完了した旨を確認する外交上の公文を交換した日に効力を生ずる。

第十八条

商修改本協定、此項協定应于締約另一方接到要求之日起六十天内开始。如果修改只涉及附件，此項協定在締約双方航空当局之间进行。如上述当局就修改附件达成协议，则此項協定經締約双方以外外交換文确认后生效。

第十九条

締約一方可随时将终止本協定の意图通知締約另一方。如发出通知，本協定在締約一方接到此通知之日起一年后终止，除非締約双方协议在上述期限届满前撤销此通知。

本協定在締約双方外交換文对照会，确认已履行为本協定生效所必需的各自内法法律手續之日起生效。

終了通告

効力発生

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けて、この協定に署名した。

千九百七十四年四月二十日に北京で、ひとしく正文である日本語及び中国語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

小川平四郎

中華人民共和国政府のために

姬鵬飛

下列代表，經其各自政府正式授權，已在協定上簽字為證。

本協定于一九七四年四月二十日在北京簽訂，一式兩份，每份都用中文和日文寫成，兩種文本具有同等效力。

中華人民共和国政府
代表

姬鵬飛

日本国政府
代表

小川平四郎

運営路線

1 日本国政府が指定する航空企業が両方向に運営する協定業務の路線

東京—日本国内の他の一地点—上海及び（又は）北京—ニュー・デリー、ボンベイ又はカラチのうちの一地点—テヘラーン—バイルート、カイロ又はイスタンブールのうちの一地点—アテネ又はヨーロッパ内の他の一地点のうちの一地点—ローマ又はヨーロッパ内の他の一地点のうちの一地点—パリ—ロンドン

2 中華人民共和国政府が指定する航空企業が両方向に運営する協定業務の路線

北京—中華人民共和国内の他の一地点—大阪及び（又は）東京—運輸以外の目的での着陸のための一地点—ヴァンクーヴァー—オタワ又はカナダ内の他の一地点のうちの一地点—北米（カナダを除く）内の一地点—中南米（メキシコを含む）内の四地点

一、中華人民共和国政府指定の航空企業經營の協定航線の往返航線：

北京—中華人民共和国境内の另一地点—大阪和／或東京—一个作非運輸业务性經營的地点—暹罗—暹罗或加拿大境内的另一点—中的一点—加拿大以外的北美洲的一点—包括墨西哥在内的中、南美洲的四个地点。

二、日本国政府指定的航空企业所經營的協定航線の往返航線：

東京—日本境内の另一地点—上海和／或北京—新德里或孟买或卡拉奇中的一点—德里—贝鲁特或开罗或伊斯坦布尔中的一点—雅典或歐洲的另一点—中的一点—罗马或歐洲的另

3 いずれの一方の締約国の指定航空企業が提供する協定業務も、当該一方の締約国の領域内の一地点を起点としなければならぬ。当該指定航空企業は、いずれかの又はすべての飛行に当たり、その選択によつて特定路線上の以遠の地点を省略することができるが、他方の締約国の領域内においては、少なくとも特定路線上の一地点に着陸を行わなければならない。

一点中の一点——巴黎——伦敦。

三、締約国任何一方指定航空企业所提
 供之航班应在该缔约方领土内的一点始发。上
 述指定航空企业在任一或所有飞行中，可以
 不经停规定航线上的一点，但至少应在每
 缔约方领土内规定航线上的一点地点经停。

(参考)

この協定は、我が国と中華人民共和国との間に定期航空業務を開設することを目的とし、その運営に必要な権利を相互に許与すること及び業務運営の手続と条件を規定するとともに両国の指定航空企業が運営することができる路線等について定めたものである。